

番号：170021

国名：フィリピン

担当：社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名：バンサモロ包括的能力向上プロジェクト第二回中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年4月中旬から2017年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.70M/M、合計 1.45M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年3月15日
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

フィリピンの南部に位置するミンダナオ島は面積 10.2 万平方キロ、人口約 2,200 万人（2010 年統計）の島嶼である。南西部・中部ミンダナオでは、40 年以上に及ぶ紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高く、基礎的社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えている。

1990 年、ムスリム・ミンダナオ自治区（ARMM）が発足し、1996 年ミンダナオ島におけるムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線（MNLF）とフィリピン政府の間で和平合意が締結された。その後も、1984 年に MNLF から分離したモロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との間で武力衝突が繰り返されてきたが、2001 年にフィリピン政府と MILF との間にて和平交渉が開始され、「トリポリ協定」が締結された。さらに、2012 年 10 月、フィリピン政府・MILF 双方の和平交渉団によりミンダナオ和平に関する「枠組み合意」が署名された。同合意に基づき、2013 年から 3 年間を移行期間として、バンサモロ移行委員会（Transition Commission、以下 BTC）の設置、同委員会による新自治政府設立のための基本法の策定、暫定自治政府の設立、ARMM 政府の廃止を経て、2016 年に新自治政府が設立されることとされた。

JICA は、フィリピン政府の要請を受けて、2013 年 7 月～2016 年 7 月を協力期間として、バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（以下、プロジェクト）を開始し、新自治政府の体制・制度構築、当該地域住民の意向に則した地域開発計画の早急な策定、新自治政府による住民の期待にこたえる効果的な行政サービスの提供、新自治政府設立に向けた行政官の育成、経済開発や生計向上等各種支援を実施してきた。また、2015 年 2 月には、それまでの協力の実績と成果を確認し、PDM の内容を整理することを目的として中間レビュー調査を実施した。

一方、2015 年初頭以降の治安・政治情勢の変化を受けて、2016 年 6 月に退陣したアキノ政権の下では自治政府は樹立されなかったため、プロジェクト期間を 2019 年 9 月まで延長し、現在に至っている。今後は、ドゥテルテ政権の和平プロセスに沿って事業運営を行っていくことになるため、和平プロセスの中心的役割を担う和平プロセス大統領顧問室（OPAPP）をカウンターパートとして追加するとともに、現地の状況の変化に合わせたプロジェクト活動の変更を行う必要がある。

今回実施する第二回中間レビュー調査は、2015 年 2 月に実施した中間レビュー後のプロジェクト活動の実績、成果、インパクトを評価、確認するとともに、現在の和平プロセスに沿った PDM の内容を整理し、改めて指標を定め、今後のプロジェクト活動の計画を修正することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。評価にあたっては、紛争影響地域である現地の流動的な状況を踏まえ、現地ニーズの変遷を踏まえたこれまでの支援の妥当性を検討するとともに、紛争予防の観点からの評価やプログラムに対するリスク評価を含めた調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続き、紛争影響国・地域での留意点について、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017 年 4 月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料、PNA（Peacebuilding and Needs Assessment）調査報告書、中間レビュー報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。特に、本プロジェクトは、C/P を取り巻く流動的な状況変化に合わせて投入計画を頻繁に修正しているため、専門家の活動メモなどから現地の状況変化と「投入」・「活動」実績の関連性を十分整理すること。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、そ

の他先方関係機関（BTC、ARMM、OPAPP）、他ドナー（UNDP、ADB、世銀等）等）に対する質問票（英文）を作成する。

④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2017年4月下旬～5月中旬）

- ①プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ②先方 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及び先方 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑤調査結果や他団員及び先方 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥中間レビュー報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧現地調査結果のコタバト・プロジェクト事務所、JICA フィリピン事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2017年5月下旬）

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ②第二回中間レビュー調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）のすべてとする。

- （1）第二回中間レビュー報告書（案）（英文）
 - （2）担当分野に係る第二回中間レビュー調査報告書（案）（和文）
- 上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、成田/羽田⇄マニラを標準とします。

なお、フィリピンの国内移動（マニラ⇄コタバト）については現物支給となるため、契約に含めないこと。

（2）戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。

（3）一般管理費等の上限加算

その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準（上限）を10%加算します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年4月下旬～5月中旬（変更の可能性あり）を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始することを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括／平和構築（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 国内移動

マニラ-ミンダナオ島（コタバト市）間のフライト等活動に必要な国内移動の提供

ウ) 宿舎手配

あり（マニラ、コタバト）（但し、宿泊料は契約に含まれます）

エ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

オ) 通訳備上

なし（英語での業務が可能のため）

カ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査の面会予約及び長期専門家及びC/Pの同行

キ) 執務スペースの提供

コタバト・プロジェクト事務所（ミンダナオ島コタバト市）における執務スペース提供（ネット環境有）

ク) 警護及び警備員配置

コタバト・プロジェクト事務所による、活動に必要な警護に係る警備員の配置

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

（TEL:03-5226-8126）に照会後、電子データにて配布する。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ 中間レビュー報告書
- ・ 地域レベルの平和構築アセスメント（PNA）ミンダナオ情報収集・確認調査報告書
- ・ R/D

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・ プロジェクト概要（<http://www.jica.go.jp/project/philippines/009/index.html>）
- ・ プロジェクト基本情報
（<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/013fdec451a10f9be49257bec0079d9f7?OpenDocument>）

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②紛争影響国・地域での業務経験があることが望ましい。
- ③フィリピン国ミンダナオ島内での業務においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管理部、フィリピン事務所、プロジェクト関係者の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ④不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上